主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田沼秀男の上告趣意について、

しかし、記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四―四条三八六条―項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員―致の意見である。

昭和二六六年三月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	黨	藤	悠		輔
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	岩	松	Ξ		郎